

# 社労士とは何だ！

発行：國本豊社会保険労務士事務所



## 無保険の子どもを救え！「改正国民健康保険法」

### 「無保険」の子どもを救済

自営業者らが加入する国民健康保険において、景気悪化の影響もあり、保険料の滞納が目立っています。保護者が国民健康保険の保険料を滞納したために「無保険」になっている中学生以下の子どもに臨時の保険証を発行する「改正国民健康保険法」が成立し、今年の4月1日から施行されることになりました。

### 滞納から発生する問題

日本では、全国民が公的な医療保険制度に加入する「国民皆保険」が建前となっています。会社員や公務員といった勤め人とその扶養家族は健康保険や共済組合などに加入し、自営業者やフリーター、会社退職者などは、原則として、自治体が運営する国民健康保険に加入します。

健康保険や共済組合では、多くの場合、加入者の給料から保険料が天引きされます。国民健康保険では、65歳以上の加入者から年金の天引きもありますが、多くの加入者は保険料を自ら払い込みます。国民健康保険に加入している世帯は約2,500万世帯あるそうですが、その2割弱で滞納が発生していると言われていました

厚生労働省は保険料徴収を強化するため、2000年から、1年以上滞納したときは、特別な事情がなければ、保険証ではなく「資格証明書」を交付することを自治体に義務付けました。この資格証明書は、保険証の代わりに交付されるもので、窓口負担が全額自己負担となりますが、市町村へ申請することにより保険給付部の7割が還付されます。

しかし、資格証明書を持つ加入者が病院にかかることを我慢し、病状を悪化させたり、死に至ったりするケースが報告され始め、この仕組みが裏目にでるようになりました。さらに、親の保険料滞納により保険証を回収され、医療機関にかかることの多い子供たちが「無保険状態」になることが問題視されるようになりました。厚生労働省の調査によると、無保険状態の中学生以下の子どもは全国に約3万3,000人もいると報告されています。

### 無保険の子どもを救う今回の法改正

このような状況に対策を打つべく、今回の改正が行われました。具体的には、中学生以下の子どもが医療を受ける必要がある場合、有効期間が6カ月の「短期保険証」を一律に交付します。これにより、保護者が保険料を滞納している状態であっても、中学生以下の子どもが医療機関で必要な医療を受けられるようになりました。

国民健康保険は国民「皆保険」を守る最後の砦となっているにもかかわらず、保険料の滞納によって様々な問題が生じているのが現状です。必要な医療を受けられない無保険の子どもを救済するために今回の改正は行われましたが、まだまだ取り組むべき課題がたくさん潜んでいるようにも思えます。

## 経営者のブログ活用法

### 私はブログ愛好家です

ブログを書く人は本当に多いですね。私の周りの社長さんや同業者の方も、書いている人は結構います。息抜きを兼ねて読んでいますが、最新の商品や地元情報、また同業者の仕事ぶり等本当に楽しんでいます。

### ブログの多くは情報外部発信型？

さて、そんなブログの多くは、情報外部発信型が多いと思います。情報外部発信型とは、自社で扱う商品や地元の情報をPRするものです。命名者は私です（すでに言っている人もいるかもしれませんが・・・）。

また私は、**オフィシャルブログ**、**オフィシャルブログ** と2つのブログを運用し、自分をバンバンPRしています。このように、自分をPRするためにブログを利用するケースもあるでしょう。しかし私は、外部（社外）への発信以外にも、社内向けのものもあったらいいなと思うときがあります。

### 社内向けブログとは？

社内向けブログとは、経営者の方が内部の社員さんに向けて発信するものです。例えば、

- ・仕事に対する思い
- ・朝礼での発言の真意
- ・昨今の経済情勢についての感想
- ・外部の会合での出来事・内容（外で何をしているのか社員さんは気になるものです）

等々。ときにはプライベートなことを書いてもいいかもしれませんね。

### ブログはその人の人間性をストレートに表現します

社内のコミュニケーションはとても大事なことです。言葉を交わすことが第一なのは言うまでもありませんが、社員さん全員と話を頻繁に交わすことは時間的にも難しいです。人数が多かったり、いくつも事業所を持っている方はなおさらです。そのコミュニケーションのすき間をブログによって埋めるのです。ブログは、結構その人の人間性をストレートに表現しますよ。ブログ歴3年半の私が言うのですから、間違いありません。

そして、最終的には、ブログを通じて経営者の方の思いを理解してもらい、そして全員の意思統一が図れれば最高ですね。決して毎日書く必要はありません。結構有効だと私は思っているのですが・・・。



## 七転び八起きはよくない？

### 松下幸之助氏の言葉

皆さんは七転び八起きという言葉聞いたことがあると思います。この言葉は、転んでも転んでも立ち上がっていくという良い意味で使われますね。私もそのように思っていました。

しかし、先月参加したセミナーで、松下幸之助氏の言葉として

**“ 経営者は七転び八起きではいけない ”**

**“ 経営者は失敗してはいけない ”**

といったことを聞きました。

### 私の解釈では・・・

このときの話を私なりに要約すると、

“ 経営者は、社員、そしてその家族の生活を背負っています。それなのに、もし経営判断を誤ってしまったら、場合によっては自分だけでなく社員及びその家族の人生まで狂わしかねません。だから、経営者は失敗してはいけない。そして経営者は、それくらいの気持ちを常に持って経営に臨まないといけません ”

という感じです。

会長さんが話そうとした意図とは若干異なるかもしれませんが、以上が私の解釈です。

### このような気持ちを常にお持ちですか？

“ 失敗してはいけない ”

というのは、ちょっと厳しく感じなくもないですが、松下氏の発言はすごいですね。すごく大切なことだと思います。そして、これくらいの気構えを持つ経営者には、社員皆がついて行くのだと感じました。

### 私の本棚より～今月は“「シュガー社員」から会社を守れ！”です。



シュガー社員という言葉をご存知ですか？シュガー社員とは、自立心に乏しい若手社員を“砂糖の甘さ”に例えた著者の造語です。特徴として、

- ・ 自己防衛本能が高く権利意識が強い
- ・ 世の中の出来事に疎く、仕事のヒントになるような本を読まない
- ・ 人に迷惑をかけても何とも思わない
- ・ 幼稚で攻撃的
- ・ 退職間際にゴタゴタと問題を起こす

といったことを著者は上げています。

もちろんこのような人はごく一部であり、多くの方はキチンと働いています。しかし、上記に書いた特徴を持った人が増えているというのも事実です。また最初はキチンとしていても、ふとしたきっかけで変貌することもあり得ます。この本では、そのようなシュガー社員と呼ばれる人達に接したときにどうするかといったことが書いてあります。

またそれだけでなく、会社の日常の人事管理においても勉強になる本だと思います。

\*ご希望の方には、本をお貸しいたします。



### ～ 代表の一言～ 野茂投手の高校時代の監督さんに学ぶ！

昨年は、多くの名スポーツ選手がユニフォームを脱ぎました。PL～西武～読売～オリックスと活躍した清原選手、PL～読売と活躍し結びはメジャーリーグに渡った桑田投手、そして私にとっては何ととっても野茂投手です(野球ばかりに偏ってすみません…)



さて、年末年始にかけて色々な本を読みました。その中に、昨年現役引退した野茂投手の特集本があります。本を読んであらためて、野茂投手の実力、たゆまぬ努力、そして偉大な功績にあらためて敬意を表するとともに、野茂投手の良い所を見出し才能をつぶさなかった高校時代の監督さんの眼力のすごさを感じました。あの独特のフォームを潰さなかったからこそ、野茂投手の活躍があったわけです。もし野茂投手が野球名門校に進学していたら、メジャーリーガー野茂投手は生まれなかったかもしれません。私などは、つい人の短所に目が行ってしまいます。しかし、その短所によって人に迷惑をかけたリ傷つけたりするようならそれは改善させるべきですが、そこまでひどくないならば短所にはグッと目をつぶり、むしろその人の長所を見つけ、そこをグングン伸ばすことを心掛けないといけません。それと同時に、結果を焦らずに長い目で育てる視線も大切です。

このように書くのは簡単ですが、実行するのは大変です。しかし強い組織をつくるためには、このような考えはとても大事です。ぜひとも、実行してみませんか？ひょっとして組織を大きく変えるスーパースターが育つかも知れませんよ。

こんなときは、社労士國本豊にご相談下さい。

#### ・ 就業規則の作成

(プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します)

- ・ 労災保険、雇用保険、社会保険関係の手続き・相談(手続きだけでなく、社会保険料削減の相談にも応じております)
- ・ 事業主様の労災保険特別加入の相談
- ・ 雇用保険助成金の申請

(若者を採用する際の助成金、育児休業時の助成金、パートタイマー等の待遇を向上したときの助成金、新規創業時の助成金等あらゆる助成金の相談に応じております。)

- ・ 会社設立時の労働社会保険手続き
- ・ 求人募集手続き
- ・ 労働者の雇い止めの相談
- ・ 労働基準監督署の調査対応
- ・ 年金相談
- 等

くにもとゆたか

## 國本豊 社会保険労務士事務所

(山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号)

- ・ 山口商工会議所エキスパート登録
- ・ 財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録
- ・ 柳井地域中小企業支援センター相談員
- ・ 一般事業主行動計画 計画策定支援アドバイザー
- ・ 柳井市倫理法人会会員

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

